

国民健康保険料（税）の軽減制度と

任意継続被保険者について

平成 22 年 5 月 19 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順
〒151-0051
渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5 金子ビル 401
Tel 03-5775-0728 Fax 03-5775-0763
e-mail : jun_asai@ys-office.co.jp
URL : <http://asai-office.jp/>

平成 22 年 4 月 1 日から、「倒産・解雇などにより離職した方（雇用保険の特定受給資格者）、雇止めなどにより離職した方」の国民健康保険料（税）が軽減されます。

新しい制度で、かつ重要な情報ですが、まだあまり認知されていないようですので、今回はこの制度についてお知らせ致します。

1. 軽減制度の概要

国民健康保険料（税）は、前年の所得などにより算定されますが、軽減制度においては、これらの方の国民健康保険料（税）について、離職の翌日からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を 100 分の 30 として算定し、計算します。失業後、任意継続被保険者となった場合よりも納めるべき保険料が低くなる可能性も高く、特に前年の所得が高い人は、かなり低くなりますので、双方の保険料等を比較しどちらに加入するかご検討下さい。

なお、対象者であることの証明は、「雇用保険受給資格者証」で行います。

2. 任意継続被保険者となっている方

任意継続被保険者になっている方が国民健康保険料（税）の軽減制度に該当するため、国民健康保険に加入される場合

⇒任意継続被保険者となっている方は、その資格を喪失しなければ国民健康保険へ加入できませんが、毎月の保険料（毎月月初にお送りする納付書）を納付期限（10 日）までに納付しなかったときは、その月の 11 日に資格を喪失することになります。

〈任意継続〉

任意継続被保険者を選択した場合、退職時の標準報酬月額が 28 万円以下であれば、今まで月額給与から控除されていた健康保険料の倍の保険料がかかります。28 万円を超えていた場合は、28 万円とみなすので、例えば、標準報酬月額が 56 万円だった人は、今までの保険料と変わりません。任意継続被保険者の制度は、報酬が高かった人ほど有利といえそうです。

3. 任意継続被保険者の保険料を前納（まとめて先払い）している場合

保険料を前納している場合には、ご本人の申出により、保険料の前納を初めからなかったものとする事もできますし、還付の手続きもできます。

なお、還付額については、納付済み前納保険料額から任意継続被保険者資格の期間経過分の各月の保険料額をマイナスした額となります。

また、任意継続手続きは退職後 20 日以内と時間がないため、先にそちらの手続きをすすめた後に、やはり計算したら軽減措置のある国民健康保険がよかった、というケースもあると思います。

その場合、健康保険協会にその旨を連絡し、保険証と納付書を返却するか、まだ届いていなければ、手続きを止めてもらうということも可能です。

最後に

保険料は毎月かかるもので、前年の所得次第では大きく金額が変わってきます。当該軽減制度に該当するか否かは、必ずご自身でお住まいの市区町村の国民健康保険の窓口にてご確認の上、市区町村の担当者と相談しながら慎重に決めるようにしましょう。

以上